

3. 介護サービス事業者等の指定基準の条例委任について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「法」という。）において、老人福祉法及び介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされ、平成24年4月1日から施行される。

また、都道府県又は市町村が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）
 - ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
 - ③ 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）
- とされているところである。

これに伴い、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）」が公布され、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行ったところである。その内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）」（平成23年10月7日老発1007第6号厚生労働省老健局長通知）のとおりであるので、円滑な施行に特段の配慮を図られたい。

なお、法の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。